

漁協における漁業自営の目的・意義と実態

主任研究員 尾中謙治

〔要 旨〕

本稿では漁協自営漁業の制度上の成立過程、その概況および漁業種類ごとの実態を整理し、漁協自営漁業の目的や意義を検討する。

漁協自営漁業ができるようになったのは、1933年の漁業法の改正によってである。それは、農山漁村経済更生運動の一環として漁村経済の中核体たる漁業組合の機能強化が必要とされたからであった。その後、水産業協同組合法の成立・改正に伴い漁協自営漁業は、漁協の経済事業のひとつとしての位置づけに加えて、漁業調整、漁場の综合利用、漁利の均てんなどの役割も政府に期待されることとなった。

水産業協同組合統計表によると、2017年度に漁協自営漁業を実施している漁協は942組合中184組合（19.5%）であり、当事業が黒字は65.6%、赤字は34.4%である。当社の16年度に実施したアンケート調査によると、漁協自営漁業の目的は「組合経営の財源確保」（83.1%）が最も多く、次に「組合員の流出防止」（37.3%）、「漁業生産（量）の維持」（35.6%）であった。

現地調査を実施した20漁協の漁協自営漁業の目的を整理すると、多くの漁協が漁協経営の財源確保を目的のひとつに挙げていたが、加えて漁業種類別にみると、大型定置網では地域漁業・漁村振興、地まき式貝類養殖や潜水では資源管理や漁業調整（紛争防止）、魚貝類養殖では機会損失の回避や新漁業の開発、を目的としている。

漁協自営漁業は、有意義な目的を有しており、だからこそ漁協に漁業自営が認められているといえる。経営上の各種リスクには十分注意する必要があるが、漁業者が減少し、漁村が衰退している地域では、漁協が漁業自営などを通じて地域漁業・経済の活性化を促していくことが期待される。

目 次

はじめに

1 漁協自営漁業の成立過程

- (1) 戦前
- (2) 水産業協同組合法の成立
- (3) 1949年水協法改正
- (4) 法的要件の緩和
- (5) 1950～60年代の漁協自営漁業の実態

2 漁協自営漁業の概況

3 漁業種類別の漁協自営漁業の実態

- (1) 大型定置網
- (2) 潜水器漁業
- (3) 貝類養殖
- (4) 魚類養殖
- (5) 漁協自営漁業のポジショニング

おわりに

はじめに

漁業者の高齢化や後継者不足、水揚量の減少など、漁協事業を取り巻く環境の厳しさは継続している。水産庁「水産業協同組合統計表」によると、2017年度の沿海地区出資漁協（942組合集計）の事業利益は全体で12億円の黒字を計上しているが、漁協別にみると黒字が323組合（34.3%）、赤字が619組合（65.7%）であり、利益を得ることが難しい漁協が多いことがわかる。^(注1) そのようななか、漁協は直接販売や加工事業などの新規事業や既存事業の改善・経費削減、合併などを通じて漁協経営の維持・拡大を図ろうとしている。

漁協による漁業自営（以下「漁協自営漁業」という）もその取組みのひとつであり、実施していない漁協においては新たな事業の候補と考えられる。漁協自営漁業は組合経営の財源確保のほかに地域漁業の維持や雇用創出、新たな漁業の担い手などの役割も期待できるが、一方で漁協自営漁業は漁業者と競合する可能性もあり、また経営上のリスクも伴うため容易に取り組めるものではない。

こうした漁協自営漁業の実態を把握するために、16年度に全国の沿海地区出資漁協1,155組合を対象にアンケート調査（回収率52.0%）を実施し、また20漁協での現地調査^(注2)（16～17年度）を実施した。本稿では漁協自営漁業についての制度上の成立過程をたどり、統計資料でその変遷を確認したうえで、

アンケート調査結果に基づき最近の概況を把握し、現地調査結果から漁業種類ごとの実態を述べる。特に漁協自営漁業の目的や意義を政策と実施漁協の両方の視点からまとめ、漁協自営漁業のあり方を検討する。それによって、新たな事業を模索している、もしくは漁業自営に取り組もうと考えている漁協などの参考に資することを旨とする。

（注1）経常利益の段階では改善し、黒字が759組合（80.6%）、赤字が183組合（19.4%）である。

（注2）報告書は、加瀬ほか（2017、2018）。

1 漁協自営漁業の成立過程

(1) 戦前

漁協に漁業自営が法律上認められたのは、1933年の漁業法の改正によってである。

旧漁業法（1901年）制定時には、「漁業組合は漁業権の共有及行使に付権利を有し義務を負う。但し自ら漁業を為すことを得ず」（第19条。引用文を現代仮名遣いに改め、濁点・句読点を補足。以下同様）とし、漁業組合に経済事業を認めた明治漁業法（1910年）でも漁業組合による漁業自営を禁止していた（第43条3項）。

その後、昭和恐慌が発生し、魚価の低迷等により漁村経済は厳しい状況となり、政府はそれを打開するために農山漁村経済更生運動を展開した。その一環として漁村経済の中核体たる漁業組合の機能強化が必要と認識され、1933年の漁業法改正で、出資制をとる漁業組合を漁業協同組合と呼称することとなり、漁業協同組合は経済事業や所管大臣の許可を得て漁業自営を行うこと

が可能となった（第43条^(注3)ノ8）。

（注3）「昭和9年（1934年）7月25日付勅令第234号によって定められた漁業種類は、『寄網、建切網、地引網、その他多数者の協力操業を必要とし且農林大臣の指定したる漁業につき組合員の多数を操業に参加せしめて営む場合』となっている。農林大臣の指定は前記3漁業のほか『寄魚、建廻網、船曳網、旋網、敷網』の5種類であった（農林省水産局編『漁業組合関係法規並例規』昭和13年刊）山本（2001）54頁。

（2）水産業協同組合法の成立

1943年には水産業団体法が成立し、漁業会（漁業組合の戦時期の名称）に関する規定は漁業法から分離された。この時も出資漁業会は、一定の要件の下で漁業自営が認められていた。その後、48年に水産業団体法が水産業協同組合法（以下「水協法」という）に置き換えられ、第17条（漁業の経営）に漁協に漁業自営を認める条文が規定された。漁業自営ができる漁協の法的要件は以下の項目をすべて備えることであった。

①組合員の属する世帯の数が、組合の地区内に住所を有する漁民の属する世帯の数の3分の2以上

②組合員の過半数が組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に従事すること

③組合員に出資をさせる組合であること

④1組合員の有することのできる出資口数の最高限度が組合員の平均出資口数の2倍をこえないこと

⑤組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に従事する組合員の有する出資口数の全部が組合の総出資口数の過半数であること

⑥組合の営む漁業又はこれに附帯する事業に従事する者の3分の2以上が組合員又

は組合員と世帯を同じくする者であること

この要件は、漁業生産組合（以下「生産組合」という）とほぼ同様であった。これは本来漁協が流通面の協同化を、生産組合は生産の協同化を担うのであるが、両方の地区と構成員がほとんど同一である場合、二枚看板の重複を避けるために、漁協も生産組合と同様の条件を備える際には、漁協による漁業自営を行えることにしたことによる。

（3）1949年水協法改正

49年の現行漁業法の作成過程において、漁協管理の認められる共同漁業権と一部の区画漁業権以外の漁業権は、自ら経営を行う者にのみ与えられ、従来まで可能であった貸付ができない方向に決まっていた。それによって漁協が漁業自営を行わない場合は漁業権を失うこととなるので、漁協は漁業自営を行うことによって漁業権の免許主体になろうとした。しかし、当初の水協法第17条を実際に漁協が具備することは容易ではなかった。さらに、漁協自営漁業の意義が、当初の漁協の経済事業活動のひとつとしての位置づけから、漁業調整、漁場の综合利用、漁利の均てんのための漁業自営として転換され、生産の協同化が推進されることとなった^(注4,5)。そこで、49年の漁業法施行法によって水協法が改正され、漁協自営漁業の要件が大幅に緩和された。

改正点は、漁業自営ができる漁協の当初の法的要件のうち③出資組合、⑥漁業自営従事者の3分の2以上が組合員（同一世帯員を含む）の2つを残し、ほかはすべて削

除されたが、代わりに組合員（准組合員を含む）の3分の2以上の書面による同意を要することが追加された。この項目が追加されたのは「組合と組合員との漁業競合及び自営それ自体が組合の経営全体に相当の危険負担を負わせる場合や特に自営漁業に従事するものが組合員の一部に過ぎない場合のあることが考えられる^(注6)」からである。同意は自営する漁業種類ごとに必要とし、さらに漁業種類ごとに定款に記載し、行政庁の認可を受けることが求められた。

(注4) 水産庁協同組合課編（1951）73～74頁。

(注5) 漁利の均てん等を漁協が行うこと背景には「前浜の漁場はできるだけその地に住む住民（漁民）の共同利益」とする思想がある（山本（2012）83頁）。また、「地先の限られた漁場において、限られた数の漁民しかその漁業に従事できない場合、その漁場がよい漁場であればある程そこからえられる利益の分配が問題になってくる。このような場合多くは協同組合がその漁業を自営し、それによる利益を組合の配当金の形で組合員に分配してきた。このような漁利の分配機関としての協同組合自営、更にそれにとどまらず沿岸漁業の問題は生産組合では解決しえず、協同組合自営こそが唯一の解決方途ではあるまいか」（水産庁経済課編（1949）92頁）という考え方も反映されている。

(注6) 漁協経営センター出版部編（1991）116頁。

(4) 法的要件の緩和

62年の水協法の改正によって、⑥「漁業自営従事者の3分の2以上が組合員」が「漁業自営の常時従事者の2分の1以上が組合員（同一世帯員を含む）」に、93年の改正では「2分の1以上」が「3分の1以上」に緩和された。

93年改正の趣旨は以下のとおりである。

「最近、漁業の担い手の不足が問題となっており、漁業生産の継続や漁場の有効利

用が図られないおそれが生じているため、今後は、漁業協同組合（以下「漁協」という。）による漁業自営をより積極的に推進していくことが必要である。しかしながら、漁協の組合員等は高齢化しており、組合員等だけでは十分な労働力の確保が困難な場合もあること、漁業技術の発展に伴い設備等の高度化が進展しており、組合員等以外の専門的な従事者も必要になっていること等情勢は大きく変化してきている。このため、今回の法改正において、漁協の漁業自営の要件を緩和することとされたものである」（「水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について」〔93年10月15日〕）。

以上のような改正を経て、現在の漁業自営ができる漁協の法的要件は、①出資組合であること、②漁業自営従事者の3分の1以上が組合員（同一世帯員を含む）、③組合員の3分の2以上の書面による同意があること、④定款に記載し、行政庁の認可を受けること、をすべて備えることとなっている（水協法第17条）。

(5) 1950～60年代の漁協自営漁業の実態

鹿児島県（2000）によると、50年代頃の漁協が漁業自営に取り組んだ目的を大別すると2つある。ひとつは漁協の運営（漁協経営の財源確保）のためであり、漁業種類としては地区で一定の経験がある優良な漁業（定置網、地びき網）が営まれた。もうひとつは地区の人々の働く場を確保するためであり、漁業種類としては一定の乗組員数を

必要とする漁船漁業が選択されるケースが多かった。しかし、1年以内に負債を抱えて漁協自営漁業を廃業したところもあるなど、鹿児島県下の大部分の漁協自営漁業の成績は芳しくなく、一部の安定した定置網漁業などが成果を上げていた。成績が良くなかった理由としては、不漁や不適格な事業計画、拙劣な経営、李^(注7)ラインの設立などが挙げられている。

1949年（第1次）漁業センサスによると、漁業自営を実施していた漁業会は105であったが、1954年（第2次）センサスでは実施漁協が552に増加している。これは主に定置網漁業の増加であり、ほかにアジ・サバやカツオ・マグロ等を対象とした釣・はえ縄が50組合ほど増加したことによる。なかには、漁業自営が契機となって漁協の販売事業が強化され、その他事業も展開し、地域漁業が活性化したという漁協もあった。漁業種類としては、大型定置網、地びき網、船びき網、採貝藻、海面養殖（真珠、カキなど）が主なものであった。漁業自営にあたっての設備等への資金は、多くの漁協が漁業権証券の資金化^(注8)を活用していた。

1953～68年の漁業自営実施漁協数の推移は第1表のとおりで、53年以降、実施している漁協数は減少傾向にある。この原因について、合併などによって漁協数が減少していることもあるが、1973年（第5次）センサスは「埋立てや海水汚染による沿岸漁場の喪失及び漁村からの労働力流出による沿岸大規模漁業の操業不能が原因と思われる」

第1表 漁業種類別にみた漁協自営漁業の実施漁協数の推移
(1953～1968年)

(単位 組合)

	53年	58	63	68
総数	552	467	395 ^(注)	383 ^(注)
その他の母船式(捕鯨除く)	-	22	17	15
地びき網	9	16	15	13
まき網	49	39	15	8
敷網	27	17	13	4
刺網	23	23	11	8
釣・はえ縄	53	63	33	36
地びき・船びき網	66	43	16	10
大型定置網	90	97	85	83
小型定置網	59	49	48	30
採貝藻	85	33	36	29
その他の漁業	25	-	7	9
浅海養殖	66	65	98	138

資料 第4次漁業センサスをもとに作成
(注) 漁船を使用せず漁業を営んだ経営体を含む。

としている。漁協自営漁業の減少の大部分は経営不振による廃業であり、それによって漁協財務の悪化につながるものが大部分であった。66年6月に、水産庁協同組合課が都道府県に対して、経営不振漁協の不振原因を照会したところ、「自営漁業の失敗」は「経営基盤の弱小」「受取債権の固定化」^(注9)「漁海況の変化」に次いで第4位であった。

以上のように、33年の漁業法の改正までは漁協による漁業自営は禁止されていたが、30年前後の昭和恐慌に伴う漁村経済の停滞にあたって、政府は漁村の中核的存在である漁業組合に漁業自営を認め、漁村経済の更生を図った。当時の沿岸漁業者は零細で、生産性が低く、それを克服する手段としても漁協自営漁業は推進された。一方で、漁協自営漁業の失敗が漁村に大きなダメージを与え、漁村が回復不能になるのではないかという議論も並行して行われていた。

48年の水協法の制定後は、漁協自営漁業の役割として漁村経済の再生・活性化に加えて、漁業調整、漁場の総合利用、漁利の

均てんも期待された。さらに、93年の水協法の改正趣旨では、漁協自営漁業に漁業生産の継続や漁場の有効利用を図ることを役割として望んでいた。

水協法成立当初の漁協自営漁業の実態としては、漁協自営漁業によって漁協の財政状態を改善したり、地域の雇用を創出したりすることに成功した漁協もあった。他方で、カツオ・マグロ漁業自営に参入した漁協などの漁業自営の廃業も相次ぎ、漁業・漁村の更生に有効とはいえない面もあった。その要因としては、不漁や不適格な事業計画、稚拙な経営、埋立てや海水汚染による沿岸漁場の喪失、漁村からの労働力の流出などが挙げられる。

(注7) 1952年に韓国の李承晩大統領が宣言した国防上および資源保護のため公海上に設けた海域線。韓国側はこの線内にはいる日本漁船を捕らえ、漁民を抑留した(高柳光寿・竹内理三編(1966)『角川日本史辞典』角川書店)。

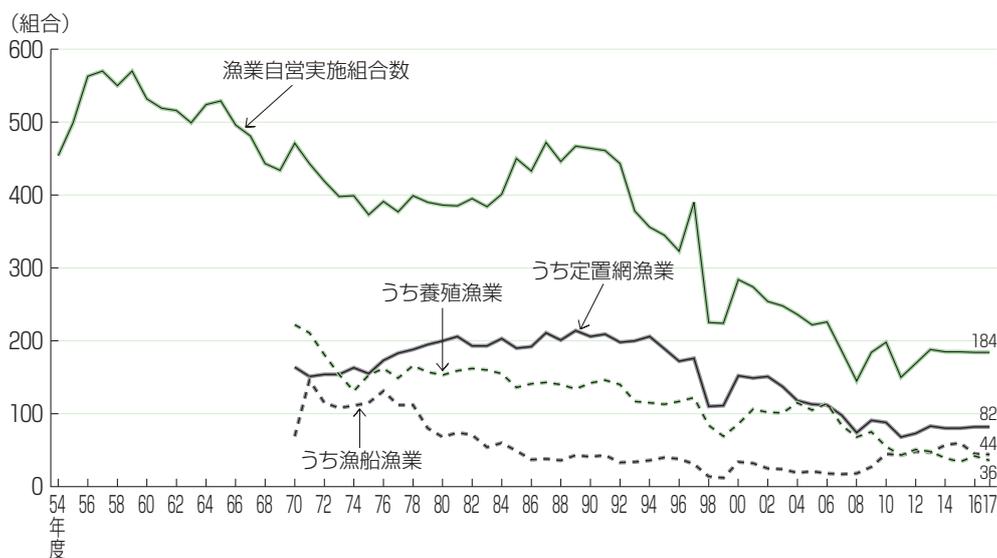
(注8) 漁業制度改革(1949年)に伴い、旧漁業法による漁業権を一斉消滅させ、その補償として漁

業権証券を旧漁業会等の漁業権者に交付し、これを漁協が活用できるようになった。1951年に漁業権証券買い上げ要綱が決定され、3次にわたる資金化を通じて漁村の更生、漁協の育成強化が図られることとなった。第1次資金化は主に漁協を中心とした生産の協同化(漁業自営)に活用されている(鹿児島県(2000)774~776頁)。
(注9) 全国漁業協同組合連合会水産業協同組合制度史編纂委員会編(1971b)284頁。

2 漁協自営漁業の概況

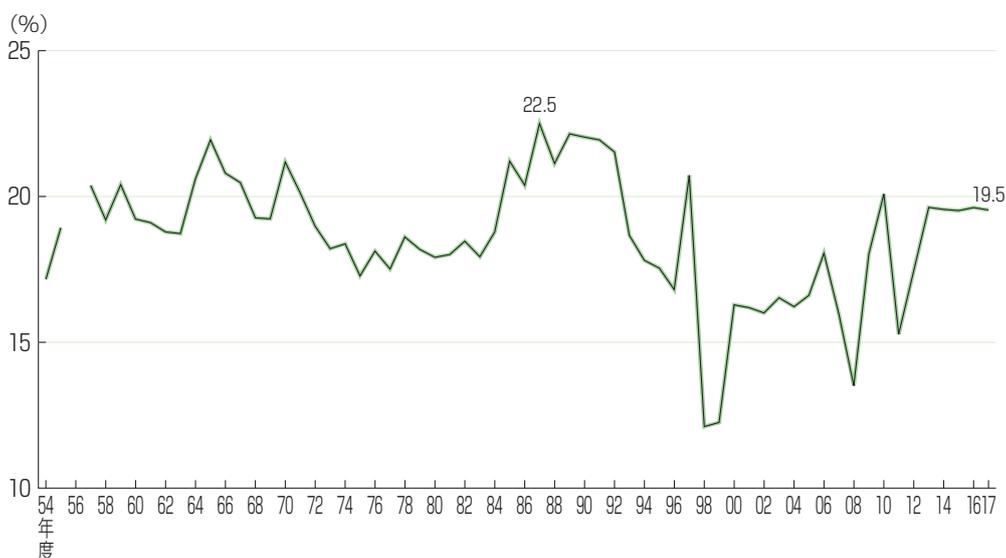
1954~2017年度の漁業自営実施漁協数の推移は第1図のとおりであり、減少傾向にはあるが、これは合併による漁協数の減少も反映している。その影響を取り除いて実勢を把握するため、実施漁協が全漁協に占める割合をみると、ピークは87年度の22.5%で、90年度代は低下傾向となったものの00年度代以降に回復し、13年度以降は20%近くで推移している(第2図)。本節では、現在の漁協自営漁業の漁業種類や目的・役割などをみることにする。

第1図 漁協自営漁業の実施漁協数の推移(1954~2017年度)



資料 水産庁「水産業協同組合統計表」

第2図 全漁協に占める漁協自営漁業実施漁協の割合の推移(1954~2017年度)



資料 第1図に同じ

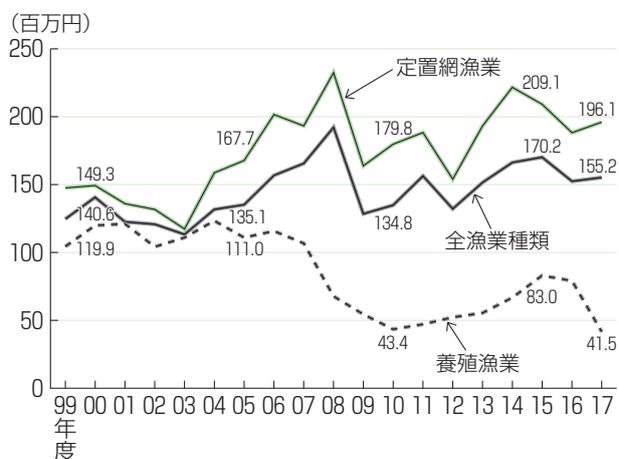
17年度に漁協自営漁業を実施している漁協は942組合中184組合（19.5%）であり、漁業種類別には定置網が82組合（実施漁協の44.6%）と最も多い（前掲第1図）。養殖漁業を実施しているのは36組合、うち魚類8、貝類16、藻類4、その他8組合である。都道府県別で漁協自営漁業を実施している漁協が10組合以上あるのは、北海道（26組合）、青森（24組合）、岩手（21組合）、千葉（15組合）、長崎（16組合）、和歌山（11組合）である（17年度）。

17年度の漁協自営漁業による水揚高は286億円、1組合平均は155.2百万円である（第3図）。漁業種類別にみると、定置網は196.1百万円であるが、年度ごとの変動がある。養殖漁業は41.5百万円で、10年度を底に徐々に上昇していたが、17年度は貝類が大幅な減少となり、最低の水揚高となっている。なお、17年度の漁協自営漁業を実施している漁協は184組合であるが、当事業利

益が黒字は65.6%、赤字は34.4%である（「水産業協同組合統計表」）。事業利益全体の黒字組合の割合（34.3%）と比較すると2倍近く高い。

漁協自営漁業の目的は、16年度に実施したアンケート調査^(注10)によると、「組合経営の財源確保」（83.1%）が最も多く、次に「組合

第3図 漁協自営漁業の1組合当たり水揚高(1999~2017年度)



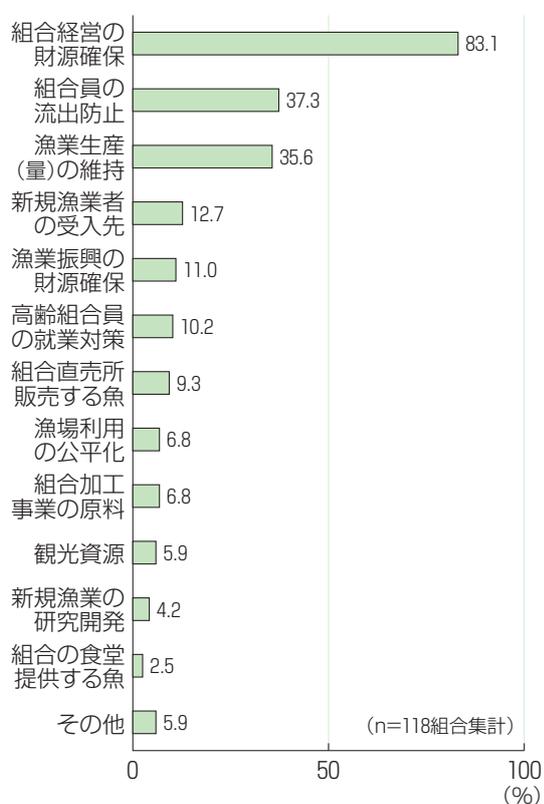
資料 第1図に同じ

(注) 定置網漁業と養殖漁業は、各漁業の実施組合の平均値。

員の流出防止」(37.3%)、「漁業生産(量)の維持」(35.6%)である(第4図)。「その他」としては、「漁業資源の増殖」「村内への鮮魚の供給」「魚価の安定」「村おこし」等が挙げられている。

「組合経営の財源確保」の回答が多かったが、これによって組合員は漁協に対する販売手数料や施設利用料等の軽減が図られている。漁協自営漁業がなかった場合、現状以上の費用負担を組合員に強いることになり、組合員の漁業所得の圧迫や組合員の減少を一層加速させる可能性もある。組合員等のなかには、漁協自営漁業を「漁協を存続するための漁業」と捉えている人もいるようであるが、漁協経営が成り立つこと

第4図 漁協自営漁業の目的(複数回答)



資料 加瀬ほか(2017)

によって、組合員に対する事業やサービスが提供され、地域漁業が成立していることを忘れてはならない。

(注10) 加瀬ほか(2017)

3 漁業種類別の漁協自営漁業の実態

以下では、漁業種類別に16、17年度に実施した漁協の現地調査に基づいて、具体的に漁協自営漁業の目的・役割を中心に実態を整理する。調査を実施した漁協は第2表のとおりである。

(注11) 加瀬ほか(2017、2018)

(1) 大型定置網

a 地域漁業・漁村の振興

調査した漁協自営定置は、定置網組合や村張り、個人漁業者が経営的に厳しくなったため、その定置を漁協が引き継いでいるケースが多い。^(注12)これは大型定置網が他の沿岸漁業と比較して水揚高が多く、乗組員を雇用しているためであり、廃止した場合、地域漁業・経済に与える負の影響が大きいからである。大型定置網を廃止したために衰退した漁村も実際にあり、漁協としては組合経営の負担にならない限りは大型定置網を継続することが求められる。

若狭高浜漁協の事例は、若狭高浜市場(産地市場)の存立にあたって、地元漁業者の水揚げだけでは量が少ないため、漁協自営定置の水揚量が必要になっているケースである。若狭高浜市場は漁業者や仲買人等が

第2表 現地調査を実施した漁協と漁協自営漁業の内容

	漁協名	事例番号	漁業自営の内容	従事者・作業方式	
青森県	尻屋漁協	1	潜水器漁業(主にアワビ、ウニ、ほかにナマコ、ホヤ)	潜水業者に作業委託	
	尻労漁協	2	潜水器漁業(主にウニ、ほかにナマコ、アワビ)	潜水業者に作業委託	
	下風呂漁協	3	潜水器漁業(主にウニ、ほかにアワビ、ホヤ)	潜水業者に作業委託	
	むつ市漁協	4	貝類養殖(ホタテ)	潜水業者に作業委託	
		5	潜水器漁業(ナマコ)		
千葉県	木更津漁協	6	貝類養殖(主にアサリ、ほかにバカガイ、ハマグリ)	組合員	
	牛込漁協	7	貝類養殖(アサリ)	組合員	
	鋸南町勝山漁協	8	大型定置網	漁協雇用の乗組員	
		9	魚類養殖(ハマチ、シマアジ、マダイ)	漁協職員	
	御宿岩和田漁協	10	潜水器漁業(アワビ)	潜水夫を期間雇用	
	鴨川市漁協	11	大型定置網(アジ、サバ、イワシなど)	漁協雇用の乗組員	
神奈川県	横浜市漁協	12	潜水器漁業(主にミルガイ・白ミルガイ)	潜水業者に作業委託	
		13	潜水器漁業(ナマコ)	組合員に委託	
和歌山県	新庄漁協	14	貝類養殖(マガキ、ヒオウギガイ、イワガキ)	漁協職員	
	和歌山南漁協	15	魚類養殖(マダイの稚魚・成魚など)	近畿大学と共同	
福井県	美浜町漁協	16	大型定置網(ブリ、ハマチ、サワラ、アジなど)	近隣の定置網の経営体に委託	
	若狭高浜漁協	17	大型・小型定置網(サワラ、アジ、イカなど)	漁協雇用の乗組員	
山口県	山口県漁協	はぎ統括支店	18	大型定置網	漁協職員・漁協雇用の乗組員
		長門統括支店	19	魚類養殖(大部分はハマチ)	漁協職員
		蓋井島支店	20	大型定置網(サワラ、アジ、イカなど)	漁協雇用の乗組員
長崎県	平戸市漁協	21	大型定置網	漁協職員・漁協雇用の乗組員	
	生月漁協	22	大型・小型定置網	漁協雇用の乗組員	
	館浦漁協	23	大型定置網	漁協雇用の乗組員	

資料 筆者作成

(注) 上記以外に、大型定置網を自営しているA漁協、カキ養殖を自営しているB漁協がある。

集まることによって地域のにぎわいを生み出しており、市場が地域資源として貴重なものとなっている。

b 複合経営

地域漁業・漁村の振興や雇用の創出などの役割を担っている漁協自営定置であるが、経営にあたっての大きな課題は収益と乗組員の確保の2つである。収益の確保のために、大型定置網の水揚量だけを当てにするのではなく、大型定置網をベースとした複合経営やブランド化による魚価の向上、漁

業共済への加入による損失の補てんなどによって対応している漁協がある。

複合経営の取組みとして、美浜町漁協では、自営定置と漁港内に設置した海上釣り堀をセットにして事業を行っている。釣り堀には自営定置で漁獲された魚の一部が放流されている。また、釣り堀は蓄養施設としても活用され、出荷調整の役割も發揮している。漁協は組合員の水揚状態を把握しながら出荷調整をし、管内全体の魚価の安定・向上にも努めている。

平戸市漁協では、自営定置での漁獲物を

漁協直営の食堂兼直売所で販売するようになったため、8月に網あげ休漁していた自営定置を周年操業にしている。生月漁協では、自営定置で使用する漁船の1隻を遊漁船登録し、定置体験観光ができるようにしている。定置網の納屋場は定置漁業体験交流施設として提供している。定置体験観光は年間200人程度が乗船している。

c 魚価の向上

魚価向上の取組みとして、鴨川市漁協では、自営定置での漁獲物を沖締め（脱血、首折処理）し、ブランド化を図っている。鴨川市漁協は、沖締めした魚を仲買人や料理人などに宣伝することによって、沖締めした物はそうでない物よりも約1.5倍の高値を付けている。07年からは「表示ピン」を漁獲物に取り付けて鴨川産地域ブランドを確立し販路を拡大している。表示ピンは24種類あり、ピンには漁協名と魚種、沖締めなどの処理の仕方が記されている。このような取組みは、漁協自営であったことから品質統一・維持を迅速かつ適切に行うことができたと評価できる。また、ブランド化によって、鴨川市で水揚げされたもの全体の魚価の引上げにもつながっている。

美浜町漁協では、自営定置で漁獲した物を飲食店などと直接取引している。ある飲食店との取引では、船上での血抜き・神経締めが求められているが、それに伴い取引価格は市場価格より平均して120%高となっている。漁協は、今では他の定置網の漁獲物も買い取って販売している。漁協自営

定置は販路開拓にあたってメリットがある。それは、漁協が自前の漁獲物を保有することによって、それを試験的に販売できることや、相手先との交渉にあたって独自で判断できることが多く交渉に比較的有利に臨めること、相手先から信頼を得やすいこと等である。

d 乗組員の確保

乗組員の確保のためには、乗組員の所得の安定・向上が重要である。

漁業生産の大部分を漁協自営定置が占めているA漁協では、正組合員25人のうち10人が定置漁業の乗組員となっており、彼らは定置からの所得を主としながら、定置の空き時間や休日に刺網やエビ網、一本釣りなどを個人で操業して生計を立てている。

山口県漁協はぎ統括支店では、合併によって旧漁協が1か統ずつ自営で操業していた大型定置網4か統と小型定置網2か統を、同支店傘下の漁協自営として操業している。旧漁協で操業していた時は人手不足が問題として浮上していたが、複数の定置網を統合したことによって、従来のようにひとつの網に乗組員を固定することなく、複数の網に効率よく配置できるようにして人手不足を解消している。従来よりも乗組員総数は少なくとも対応できるので、乗組員1人当たりの所得の引上げも可能となり、一部の若壮年の幹部乗組員を正職員として採用もしている。現在もその取組みを広げており、乗組員の定着やモチベーションの向上を実現している。

美浜町漁協では、近隣の定置網を操業している経営体に自営定置の作業を全面委託して、乗組員の確保を外部化している。これによって作業受託した経営体側では、先の山口県漁協はぎ統括支店の事例と同様に、乗組員の有効活用が実現でき、乗組員1人当たりの生産性は高まっている。

ほかにも、筆者が過去に調査した漁協の取組みで参考になりそうなものとして、収益の確保のために加工事業や加工体験などと組み合わせているところもあった。また、新規漁業者の初期の受入先・研修の場したり、漁業自営を続けることが難しくなった高齢漁業者などの雇用の場として機能させたりすることによって、乗組員を確保している漁協もあった。

(注12) ほかにも、収支均衡ではあるが、組合員の雇用の安定や漁船・網の更新にあたっての投資面が課題で漁協に譲渡したもの(事例17)や、組合経営の悪化を改善するために漁業自営に取り組んだ漁協(事例11)もある。

(2) 潜水器漁業

調査した漁協自営による潜水器漁業において、浅い漁場は組合員が操業し、深い漁場や組合員が従来の漁法で採捕できない漁場は漁協自営としている事例が多く、作業は外部や潜水設備のある組合員に委託したり、漁協が作業員を雇用したりすることで実施している。

深い漁場に生息するアワビやウニなどの資源を、組合員自らが採捕するには各自が潜水設備を調達しなくてはならず、潜水技術の習得も必要となる。そして、採捕する組合員が多い場合は、漁獲量の制限や生産

性の低い漁法への変更などの措置がとられ、期待どおりの収益を上げることは容易ではないと想定される。また、横浜市漁協で過去生じたように、一部の組合員が潜水業者を雇って操業し、その利益を独占することは、他の組合員から理解を得ることは難しく、組合員間の紛争を引き起こす可能性がある。調査事例ではその利益は、漁協事務所の建築費や漁港整備、組合の損失補てんなど、組合員からの理解が得られるものに活用されている。

すなわち、漁協自営による潜水器漁業は、漁場の総合利用(漁業者が操業できない漁場の活用)や消極的な漁業調整(組合員間の紛争防止)、漁利の均てん(組合員が納得できるものに利益を活用)の役割を主に果たしている。

(3) 貝類養殖

調査した貝類養殖の事例には、漁協自営による共同漁業権内における地まき式養殖(事例4、6、7)と区画漁業権に基づく養殖(事例14)があった。

a 地まき式養殖

むつ市漁協の貝類養殖は、ホタテの稚貝を組合員から購入し、それを地まきで成貝に育て、潜水業者に採捕を作業委託するという形態である。組合員のホタテ養殖は垂下式で成貝まで養殖する方式で、漁協自営の方式とは異なっている。

当初は漁協が組合員の採算の取れる価格で組合員から稚貝を買い取ることによって、

組合員は一定の所得を確保でき、漁協自営の利益は漁協の施設やサービスなどを通じて組合員に均てんされるというスキームであった。しかし、1992～93年に放流した稚貝の大量へい死によって漁協は損失を被り、累積赤字を抱えることとなった。

そこで、漁協は組合員からの稚貝の買取価格を大幅に引き下げ、漁協自営の利益で累積赤字を補てんする方針に変更した。組合員としては稚貝を漁協以外に販売、もしくは自らが養殖した方が経済的にメリットはあるが、それ以上に区画漁業権管理（養殖漁場配分）や品質認証、販路、ブランド等を有する漁協を維持することが重要であるという認識のもと上記方針が容認された。現在は累積赤字は解消されており、漁協自営の地まき式養殖は規模を縮小して継続している。漁協自営の役割は損失補てんから組合経営の財源確保に変わっている。

木更津漁協と牛込漁協の自営によるアサリの地まき式養殖は、アサリの種苗放流や稚貝移植によって漁協が管理している共同漁業権内の漁場（養貝場）で、組合員にアサリの採捕を委託し、漁協が集荷・販売を担うという仕組みである。両漁協は資源管理の観点から漁場や採貝量、期間等を決めて組合員に作業を委託しており、漁協自営によってアサリの資源管理は適切に行われている。両漁協はアサリ資源の回復に向けて、漁協自営による収益の一部を稚貝の放流などに充てたり、害敵生物の駆除や漁場耕うん、養殖試験を行ったりしており、牛込漁協では密漁を防止するためのガードマンを

自前で雇用している。

漁協自営によるアサリの地まき式養殖は、各組合員が個別に採捕する方式よりも資源管理が比較的容易であり、全組合員が関わることから養貝場に対する漁協の支出などに対して組合員からの理解や協力が得られやすいといえる。

b 区画漁業権に基づく養殖

新庄漁協の自営養殖は、元々は地元漁業者グループが行っていた養殖漁業を漁協が引き継ぎ、現在はマガキ、ヒオウギガイ、イワガキの3種類を養殖している。引き継いだ当初は赤字経営だったが、集魚効果の高いカキの養殖イカダを釣り場として活用し、漁協は養殖自営と釣り場の複合経営を行うことで黒字化を図った。現在は、両事業の収支は合算して均衡となっている。釣り場には直売所が併設されており、そこで養殖したカキなどが販売されている。当事業の主目的は漁協や地域漁業のことを地域住民にPRし、理解を促すことであり、それによって漁協や組合員の活動を地域が支援・共感できる基盤を築いている。

横浜市漁協では漁業者の冬場の収入機会の確保や水質改善などを目的に、指導事業でホタテ養殖試験を実施している。B漁協では、漁業後継者・新規就漁者の育成と漁場の有効活用のために、地元漁業者が行っていないカキ養殖を漁協自営で取り組んでいる。同漁協では、カキ養殖を地域漁業のひとつのモデルとして展開していきたいと考えている。作業は漁協職員が空いた時間

を活用しており、それでも人手が足りないときは高齢組合員をパートで雇用して対応している。

(4) 魚類養殖

調査した魚類養殖をしている3漁協の共通点のひとつは、当然ではあるが、漁協自営による魚類養殖と組合員の漁業との競合が生じていないことである。和歌山南漁協では1組合員が魚類養殖を行っているが漁協自営とは異なる魚種であり、ほかの2つの漁協管内では魚類養殖をしている組合員はいない。もうひとつの共通点は、漁協がゼロから養殖技術や設備を整える必要がなかったことである。鋸南町勝山漁協の自営魚類養殖は香川県漁連、山口県漁協長門統括支店（以下「長門統括支店」という）は漁協青壮年部から引き継いだものであり、和歌山南漁協は近畿大学水産養殖種苗センター白浜事業場との共同事業の方式である。

鋸南町勝山漁協と長門統括支店の自営による養殖魚の販売先はほぼ確定しており、鋸南町勝山漁協の生産計画は販売先である仲買業者からの要望が反映されている。長門統括支店では、養殖密度を低くして品質を向上させ、「野波瀬ブリ」としてブランド化している。仲買業者には高値で販売しており、2年先まで売買価格は固定している。両漁協とも受注生産に近い形態で養殖を行っており、在庫および価格変動リスクを小さくしている。規模を拡大するという選択肢もあるが、それによって魚価の低下を引き起こしたり、在庫等のリスクを高めたり

することを考慮すると、現状が利益を最大化している規模といえる。また、そもそも両漁協の漁場は養殖の適地とは言い難いので漁協自営の規模を拡大すること自体が難しい。

一定の利益を獲得している漁協自営の魚類養殖ではあるが、調査した3漁協の場合は、養殖適地ではないこと、ノウハウ・経験の不足、投資や販売のリスクが高いことなどから、組合員から養殖に参入したいという声はないようである。漁協自営の魚類養殖が成立するのは、組合員が魚類養殖に単独で参入することが難しく、漁協が操業すれば一定の利益の獲得が可能なケースと考えられる。漁協単独でもリスクが高いときは、和歌山南漁協のように養殖に強い組織・企業と共同事業形態を採用することも検討する余地がある。漁協自営の魚類養殖は、漁場から獲得できる収益機会を最大化しようとする取組みといえる。

(5) 漁協自営漁業のポジショニング

現地調査を実施した漁協自営漁業の目的を整理すると、多くの漁協が漁協経営の財源確保を目的のひとつに挙げていたが、加えて漁業種類別にみると、大型定置網では地域漁業・漁村振興、地まき式貝類養殖や潜水では資源管理や漁業調整（紛争防止）、魚貝類養殖では機会損失の回避や新漁業の開発、を目的としている。これらの目的と漁協自営漁業の開始の経緯にかかる水産資源および参入・操業コストとの対応関係は第5図のように整理できる。

漁協自営定置は、元々漁協で自営していたもの以外では、水産資源の減少や乗組員の不在などで村張り等による定置の経営が厳しくなり、漁協に譲渡したというケースが現地調査では複数あった。漁協合併を機に村張り等の定置を漁協自営にしたというものもあった。これには経営が良好ではないので漁協自営になったものもあるが、経営の良好な村張り等の定置を合併漁協の自営にすることを条件として、経営不振の漁協が合併したことによって漁協自営になったものもある。

潜水器漁業については漁協自営になった経緯を確認できなかったが、水産資源が豊富なときは組合員が操業できるが、資源が限定的もしくは枯渇の可能性がある際には、漁協自営が求められると考えられる。地まき式貝類養殖にも同様のことがいえる。

貝類および魚類養殖は、養殖できるエリアが海水温の上昇などの環境変化で減少したり、経営を規模拡大で改善できなかったりすることによって、組合員による継続は困難であり、漁協が規模を縮小して契約販売や直接販売によって魚価を上げて、自営として実施するようになったケースがあった。

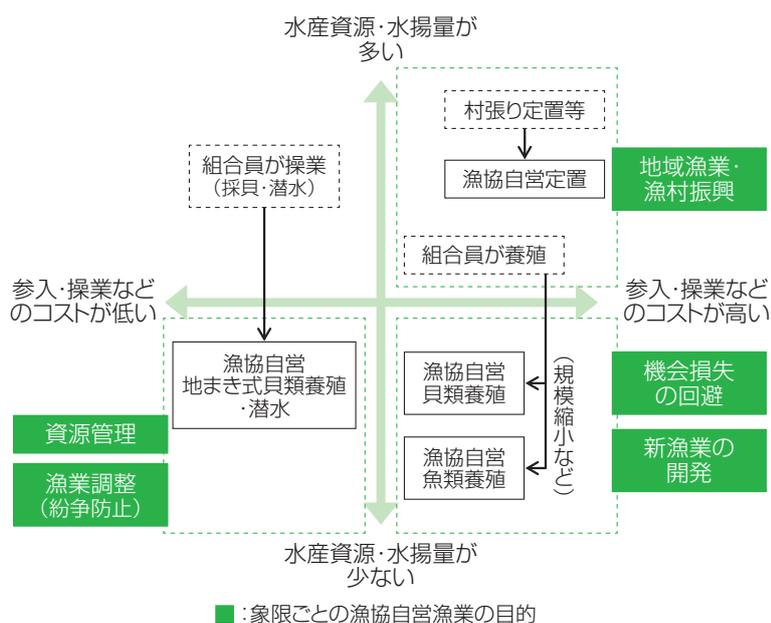
おわりに

漁協自営漁業が認められた当初の政策的意図は、沿岸漁家の漁業生産の零細性、分散性、低生産性という課題を解消するために、漁協が流通段階での経済事業に取り組むだけでなく、漁協自営漁業によって生産段階での協同化を図ることで、漁業生産および経営上の問題を解決しようとするものであった。

漁協自体としても経営の財源確保として取り組んでいた。その後早い段階で、国は漁業調整や漁場の综合利用、漁利の均てん、さらには漁業生産の継続や漁場の有効活用などの役割も期待するようになった。

アンケート調査や現地調査によれば、漁協自営漁業の目的は漁協経営の財源確保、就労機会の提供、地域漁業の維持、漁村振興など従来と変わらないものが多かったが、新規就漁者・後継者等の担い手

第5図 漁協自営漁業のポジショニング



資料 筆者作成

の育成、漁協の直売所や加工事業の原料確保、観光資源、新漁業の開発など、近年注目されるようになった目的もあった。アンケート調査で明らかとなった漁協の漁業自営の目的はおおむね政策的意図と一致しているが、漁協独自の目的として漁協経営の財源確保は引き続き重視されている。とはいえ、漁協・漁村のおかれている状況や漁協自営漁業の種類によって目的は様々であり、期待される役割は時代とともに拡大してきていると現地調査からいえる。

有意義な目的をもつ漁協自営漁業であるが、一方で経営上のリスクを伴う。漁協自営漁業が不採算のときは漁協財務に悪影響を与え、これによって漁協および漁村が衰退した事例もあった。資源量や魚価の変動などの外部環境の影響によるリスクは、コントロールが容易ではない。また、漁業自営の目的が、就労機会の提供の場合は経費削減のために人員削減が難しかったり、新漁業の開発の場合は収益が不確定な状況で着手時の費用負担をしなければならなかったり等の事情が伴い、漁協経営を悪化させる可能性がある。

上記のようなリスクを抑えるためには、過去の失敗要因として指摘されてきた不適格な事業計画や稚拙な経営などに陥らないように、適切な事業計画の作成、機動的な事業実施体制の確保、組合員への説明責任（事業実績など）の徹底などで対応することが必要である。^(注13)不漁に備えての漁業共済への加入や事業からの撤退基準を設けることも重要である。

漁協自営漁業の実施・継続の可否については、目的を明確にして、そのベネフィット（金銭以外も含む）とリスクを加味して検討する必要がある。金銭的なベネフィットのみにとらわれて目的やリスクを軽視して実施してしまうのは無論問題であるが、一方でリスクのみに着目して実施しないのは将来的な機会損失となりえる。漁業者が減少し、漁村が衰退している地域では、漁業者や地域漁業、漁村において必要性が高ければ、必ずしも収益率が高くなくともリスクを最小にして取り組むことが漁協には求められており、それが漁協に漁業自営が認められている理由と考える。漁協には地域漁業・経済の活性化を促していくことが期待されており、そのために漁業自営が貢献しているとみられる事例は少なくないのである。

(注13) 水産庁「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」13年5月制定（19年3月最終改正）38頁。

<参考文献>

- ・尾中謙治（2008）「苦境にある漁業者と漁協の現状」『農中総研 調査と情報』web誌、7月号
- ・尾中謙治（2017）「漁協自営漁業の実態」『農林金融』5月号
- ・尾中謙治（2018）「漁協自営事業の実態—2017年度漁協アンケート調査結果から—」『農林金融』4月号
- ・鹿児島県（2000）『鹿児島県水産技術のあゆみ』
- ・加瀬和俊（2014）『3時間でわかる漁業権』筑波書房
- ・加瀬和俊ほか（2017）『漁協自営漁業の実態に関する調査』総研レポート28基礎研No. 3
- ・加瀬和俊ほか（2018）『漁協自営漁業の実態と可能性に関する調査』総研レポート29農金No. 1
- ・漁協経営センター出版部編（1991）『要説 水産業協同組合法』
- ・小林音八（1950）「漁業協同組合の漁業自営について」『水産界』5月号

- ・志村賢男（1959）「漁協自営の漁民的条件」『長崎大学水産学部研究報告』第8号
- ・水産社編（1963）『水産業協同組合法の解説』
- ・水産庁協同組合課編（1951）『改正水産業協同組合法—逐条詳解と附属法令—』日本経済新聞社
- ・水産庁経済課編（1949）『水産業協同組合法の解説』日本経済新聞社
- ・全国漁業協同組合連合会水産業協同組合制度史編纂委員会編（1971a）『水産業協同組合制度史 第1巻』水産庁
- ・全国漁業協同組合連合会水産業協同組合制度史編纂委員会編（1971b）『水産業協同組合制度史 第3巻』水産庁
- ・田平紀男（1985）「専用漁業権と共同漁業権—漁業行使権との関係を中心として—」『鹿児島大学水産学部紀要』第34巻第1号
- ・土井仙吉（1965）「南九州における漁協自営カツオ・

- マグロ漁業の成立と成否」『人文地理』17巻1号
- ・蜷川虎三（1933）「漁業組合の経営—漁業組合の漁業自営に就いて—」『経済論叢』第36巻第3号
- ・平沢豊（1979）『日本水産読本（第2版）』東洋経済新報社
- ・山本辰義（2001）「組合自営と地域経済—重茂漁協の事例を中心に—」東京水産振興会編『漁業経営（組織・管理方式）のあり方—事例調査研究報告—』
- ・山本辰義（2002）「漁協自営の現状と課題—漁協自営の実態調査結果をふまえて—」東京水産振興会編『漁業経営（組織・管理方式）のあり方—最終報告—』
- ・山本辰義（2012）『漁協の組織・経営十章—漁協役員のために—』漁協経営センター出版部

（おなか けんじ）

